

岩手海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、底はえ縄漁業について、次のとおり制限する。

平成30年2月6日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠 治

1 制限期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

2 操業の届出

(1) 次のア及びイのいずれにも該当する者は、使用する漁船ごとに岩手海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に底はえ縄漁業操業届出書（様式第1号）により届け出なければならない。

ア 県内に住所を有する者であって、1の制限期間中に動力漁船を使用する底はえ縄漁業を操業しようとするもの

イ 岩手県九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台の中心点正東線以北の岩手県地先海面で操業しようとする者

(2) (1)による届出は、当該届出をした者の住所地をその地区内に含む漁業協同組合（以下「漁業協同組合」という。）を経由して委員会に提出しなければならない。この場合において、当該漁業協同組合は、底はえ縄漁業操業届出総括表（様式第2号）を添付するものとする。

3 届出済証の交付

委員会は、2(1)による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、底はえ縄漁業操業届出書の写しに、岩手海区漁業調整委員会規程（昭和47年岩手海区漁業調整委員会公示第2号）第12条に規定する委員会の公印を押印し、底はえ縄漁業操業届出済証（以下「届出済証」という。）として交付する。

4 操業の条件及び制限

(1) 届出済証の交付を受けた者は、岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第60条の規定を遵守し、操業しなければならない。

(2) 届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を漁船に備え付けておかななければならない。

(3) 届出済証の交付を受けた者は、平成31年5月31日までに委員会に平成30年度底はえ縄漁業漁獲成績報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

5 変更の届出

(1) 届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該届出済証を添えて、委員会に底はえ縄漁業操業変更届出書（様式第4号）により届け出なければならない。

(2) 3及び4は、変更の届出について準用する。この場合において、3中「底はえ縄漁業操業届出済証（以下「届出済証）」とあるのは「底はえ縄漁業操業変更届出済証（以下「変更届出済証）」と、4中「届出済証」とあるのは「変更届出済証」と読み替えるものとする。

様式第1号

平成 年 月 日	
岩手海区漁業調整委員会会長	様
	住所
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊟
	底はえ縄漁業操業届出書
下記のとおり操業するので、届け出ます。	
1 制限期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
2 操業区域	岩手県九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台の中心点正東線以北の岩手県地先海面
3 使用漁船	
(1) 船名	

(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	トン
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
平成 年 月 日	
底はえ縄漁業操業届出済証	
岩手海区漁業調整委員会 印	

- 備考1 動力漁船登録票の写しを添付してください。
- 2 平成29年度に届出済証の交付を受けた場合は、当該届出済証を添付してください。
- 3 用船の場合は、船舶使用承諾書（船舶所有者の印鑑証明書を添付したものに限る。）を添付してください。ただし、届出をする者が動力漁船登録票に使用者として記載されている場合は、この限りではありません。

(A4)

様式第2号

底はえ縄漁業操業届出総括表

漁業協同組合

一連 番号	届出者		船名、漁船登録 番号及び総 トン数	推進機関の種 類及び馬力数	添付書類				
	住所	氏名又は 名称			底はえ縄 漁業操業 届出書	動力漁船 登録票の 写し	船舶使用 承諾書	左に係る印 鑑証明書	平成29年度 の届出済証

備考 添付書類欄には、該当する欄に○印を付してください。

(A4)

様式第3号

平成 年 月 日

岩手海区漁業調整委員会会長

様

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

平成30年度底はえ縄漁業漁獲成績報告書

操業期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

漁船	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関馬力数	備考

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)					金額 (千円)
		まだら	すけとうだら			計	
4							
5							
6							
7							
8							
9							

